

環境にやさしい農林水産物を京都から ～「京都府みどり認定ロゴマーク」を作成しました～

- 京都府では、府内農林水産業での環境負荷低減活動を促進するため、環境負荷低減活動実施計画の認定（京都府みどり認定）を行っています。
- この度、同認定のもと生産された農林水産物の認知度向上と高付加価値化を図るため「京都府みどり認定ロゴマーク」を作成しましたので、広く周知を願います。

1 京都府みどり認定ロゴマーク

- ・「環境にやさしい農林水産業」をイメージ
- ・きょうと食育ネットワーク*等からの意見も踏まえて作成

※「きょうと食育ネットワーク」

食品や保健衛生、教育などの関係団体が協働して食育を推進する組織で食育サポート企業など約100の企業や団体が構成



2 ロゴマークの表示対象

「京都府みどり認定」を受けた農林漁業者が、認定を受けた計画の農林水産物（品目）を販売する際に表示できる。

ただし、使用期間は計画の認定を受けている期間（5年間）の範囲内に限る。

3 取得方法

「京都府みどり認定」を受けた農林漁業者が、京都府に使用申請書を提出

<参考：京都府みどり認定>

- ・令和3年5月に農林水産省が、我が国の食料や農林水産業の生産力向上と持続性の両立をイノベーションで実現させるための戦略として「みどりの食料システム戦略」を策定。
- ・同戦略や「京都府農林水産ビジョン」（令和元年12月策定）を踏まえ、府内農林水産業における環境負荷低減活動を促進するため、京都府では、府内26市町村と共同で令和5年3月に「京都府みどりの食料システム基本計画」を策定し、同年4月から京都府環境負荷低減事業活動実施計画の認定（京都府みどり認定）を実施している。

(1) 環境負荷低減事業活動の内容（下記のいずれかの事業活動に取り組む計画）

- 【1号活動】土づくり、化学肥料や化学農薬の使用を低減する取組を一体的に行う事業活動
- 【2号活動】温室効果ガスの排出量の削減に資する事業活動
- 【3号活動】別途農林水産大臣が定める環境負荷低減事業活動

(2) 認定数（令和6年5月末現在）

個人13件、法人16件、団体6件【合計35件、290名】（全て1号活動）

〔京都府HP「京都府みどりの食料システム基本計画」〕

<https://www.pref.kyoto.jp/nosan/midorikeikaku.html>

【本報道発表に関するお問合せ】

農林水産部農産課 課長 瀬戸谷 TEL 075-414-4950
主幹兼係長 中村 TEL 075-414-4944



「京都府みどり認定」について

別紙

京都府知事が、環境負荷低減に取り組む農林漁業者が作成する環境負荷低減事業活動実施計画を認定し、認定された計画に基づく取組を税制や金融措置、事業優先枠等により支援。

認定スキーム

京都府

環境負荷低減活動(1号~3号活動)
を認定

計画認定の
申請 ↑

↓ 認定

農林漁業者 又は その組織する団体

環境負荷低減活動の内容(下記のいずれかの事業活動に取り組む計画を認定)

1号活動	土づくり、化学肥料や化学農薬を3割低減する取組を一体的に行う事業活動
2号活動	温室効果ガスの排出の量の削減に資する事業活動
3号活動	別途農林水産大臣が定める環境負荷低減事業活動

【環境負荷低減活動の例】



[1号活動]

省力的な有機栽培を可能とする
高能率水田用除草機



[2号活動]

メタンの排出抑制、良質な堆肥
生産に資する堆肥化処理施設



[2号活動]

軽量・小型の漁船用低燃費
エンジン

認定に基づく支援措置

- 課税の特例(法人税・所得税)
環境負荷低減事業活動に必要な施設・設備等の導入に対する投資促進税制(特別償却)
- 農業改良資金融通法の特例
 - ・貸付資格認定の**手続のワンストップ化**
 - ・償還期間の**延長**(10年→12年)
- 林業・木材産業改善資金助成法の特例
沿岸漁業改善資金助成法の特例
 - ・貸付資格認定の**手続のワンストップ化**
 - ・償還期間の**延長**(10年→12年 等)
- 家畜排せつ物法の特例
 - ・日本公庫による**長期低利資金**
(畜産経営環境調和推進資金)の貸付適用
 - 〔メタンの排出抑制・良質な堆肥の供給に資する堆肥化施設等の整備を支援〕
- さまざまな国庫補助金の採択で優遇
 - ・みどりの食料システム戦略推進交付金
 - ・強い農業づくり総合支援交付金
 - ・畜産経営体生産性向上対策
 - ・農地利用効率化等支援交付金 など
- 府補助事業の優先枠(みどり枠)の設定
 - ・「京の米」生産イノベーション事業
 - ・京の地域特産物応援事業 など